

# 庁議等に関する要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 庁議（第4条－第7条）
- 第3章 政策会議（第8条－第11条）
- 第4章 調整会議（第12条－第14条）
- 第5章 局部長会議（第15条－第17条）
- 第6章 雑則（第18条－第20条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うため、必要な会議の設置及び運営について定め、もって市政の総合的かつ効率的執行を図ることを目的とする。

### （会議の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、庁議、政策会議、調整会議及び局部長会議（以下「各会議」という。）を設置する。

### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に定める局及び消防局（以下「局」という。）の長をいう。
- (2) 部長 局の部及び公室の長並びに千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第2号）第16条に定める部の長をいう。
- (3) 委員会事務局長 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の長をいう。

## 第2章 庁議

### （庁議）

第4条 庁議は、市政運営の基本方針及び全庁に跨る重要施策の決定を行うことを目的とする。

### （主宰及び構成）

第5条 庁議は、市長が主宰する。

- 2 庁議は、市長、副市長、病院事業管理者、教育長、局長、危機管理監、保健医療統括監、会計管理者、総務局次長、中央区長、議会事務局長、市長公室長及び総合政策部長をもって構成する。
- 3 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

4 病院事業管理者、教育長、局長、会計管理者、中央区長及び議会事務局長が庁議に出席できないときは、代理者を出席させなければならない。

(開催)

第6条 庁議は、毎月最終水曜日に開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(付議事案等)

第7条 庁議に付議する事案は、次のとおりとする。

- (1) 市政運営の基本方針及び基本計画に関する事項
- (2) 全庁に跨る重要施策の執行方針及び事業計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認めた重要な事項

### 第3章 政策会議

(政策会議)

第8条 政策会議は、各行政分野における重要施策に係る決定等を行うことを目的とする。

(主宰及び構成)

第9条 政策会議は、市長が主宰する。

- 2 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、あらかじめ市長が定めた順序により、副市長がその職務を代理する。
- 3 政策会議は、市長、副市長、総合政策局長、総務局長、財政局長、総務局次長及び総合政策部長をもって構成する。
- 4 総務局長又は財政局長が政策会議に出席できないときは、代理者を出席させなければならない。

(開催)

第10条 政策会議は、毎月第3及び第4火曜日に開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、臨時に開催することができる。

(付議事案)

第11条 政策会議に付議する事案は、次のとおりとする。

- (1) 行政部門間で調整を要する重要な施策及び事業に関する事項
- (2) 各行政分野における総合的かつ基幹的な方針及び計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認めた重要な事項

### 第4章 調整会議

(調整会議)

第12条 庁議及び政策会議に調整会議を置く。

- 2 調整会議は、庁議及び政策会議に付議すべき事案について審議するとともに、重要事項の調整等を行うことを目的とする。

(主宰及び構成)

第13条 調整会議は、総合政策局長が主宰する。

- 2 総合政策局長に事故があるとき、又は総合政策局長が欠けたときは、総合政策部

長がその職務を代理する。

3 調整会議は、総合政策局長、総務局長、財政局長、総務局次長、市長公室長、総合政策部長、総務部長、財政部長及び資産経営部長をもって構成する。

(開催)

第14条 調整会議は、毎月第1及び第2火曜日に開催する。ただし、総合政策局長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

## 第5章 局部長会議

(局部長会議)

第15条 局部長会議は、市政の重要施策に関する情報共有等を行うことを目的とする。

(主宰及び構成)

第16条 局部長会議は、市長が主宰する。

2 第5条第3項の規定は、局部長会議にこれを準用する。

3 局部長会議は、市長、副市長、病院事業管理者、教育長、局長、危機管理監、保健医療統括監、会計管理者、総務局次長、保健福祉局次長、都市局次長、建設局次長、病院局次長、教育次長、議会事務局長、部長、区長、水道局次長、委員会事務局長及び議会事務局長をもって構成する。

4 病院事業管理者、教育長、局長、危機管理監、保健医療統括監、会計管理者、総務局次長、保健福祉局次長、都市局次長、建設局次長、病院局次長、教育次長、議会事務局長、部長、区長、水道局次長、委員会事務局長及び議会事務局長が局部長会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(開催)

第17条 局部長会議は、市議会の定例会開会前で市長が指定する日並びに3月の最終水曜日及び4月の第1水曜日に開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

## 第6章 雑則

(付議手続等)

第18条 各会議を構成する者(市長及び副市長を除く。次項において同じ。)は、各会議に付議する事案があるときは、あらかじめ総合政策局長に通知しなければならない。

2 総合政策局長は、各会議に付議すべき事案があると認めるときは、各会議を構成する者に対し付議を求めることができる。

3 各会議を主宰する者は、必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。

4 総合政策局長は、関係職員に対し各会議の審議に必要と認める資料の提出及び情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第19条 各会議の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、各会議の運営に関し必要な事項は、総合政策局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市長助役会議及び幹事会議設置要綱（昭和61年5月1日施行）

(2) 幹部会議設置要綱（昭和61年5月1日施行）

附 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。